

荒川区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準

第1 趣旨

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下、「規則」という。）第25条第4項第1号の規定に基づき、大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準を定める。

第2 定義

廃棄物の保管場所とは、廃棄物（粗大ごみを除く。）を保管する場所（以下、「廃棄物保管場所」という。）及び粗大ごみを保管する場所（以下、「粗大ごみ集積所」という。）をいう。

第3 廃棄物保管場所の設置基準

（1） 設置の基準

- ア 他の用途と兼用でないこと。
- イ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ウ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場所は、この限りではない。
- エ 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- オ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み、清掃、点検等に必要な作業場所を確保する。
- カ 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- キ 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

（2） 構造の基準

- ア 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にする。かつ、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- イ 換気及び採光ができる構造とすること。
- ウ 運搬車が、横付け又は内部へ進入できる構造とすること。
- エ 出入り口の幅及び高さは、次のとおりとすること。
 - ① 容器を保管設置とし、運搬車が横付けする場合は、幅を1.2メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - ② 容器及び自動貯留排出機以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - ③ 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。
- オ 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- カ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。

(3) 附帯設備の基準

- ア 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- イ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ウ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水溝等の排水設備を設置すること。
- エ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- オ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- カ 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80センチメートルから100センチメートルまでとすること。

第4 廃棄物保管設備に関する基準

(1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

ア 容器の場合

- ① 規則第12条第1項に規定する基準に適合すること。
- ② 容量は、原則として15キログラム（60リットル）以下とすること。

イ 特殊架装車専用反転コンテナボックス（以下「反転コンテナ」という。）の場合

- ① 容量は、175キログラム（0.7立方メートル）とすること。
- ② 大きさは、次のとおりとすること。

本体	横幅 1,360±10ミリメートル 奥行き 590±10ミリメートル 高さ 890±10ミリメートル
傾倒軸	長さ 1,574±10ミリメートル 高さ 685±10ミリメートル

- ③ 材質は、FRP又は、これと同程度に軽量で衝撃に強いものとすること。
- ④ 折りたたみ式のふたを付けること。
- ⑤ 底部に、ストッパー付旋回車輪4個及び栓付の排水口を取り付けること。
- ⑥ 運搬車の傾倒装置との脱着が安全かつ容易に行えるものであること。

ウ 自動貯留排出機の場合

- ① 特殊架装をした全ての運搬車に適合すること。
- ② 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ③ 構造は、密閉式とし、臭気及び汚水の流出を防止し、及び騒音及び振動を低減する措置がなされていること。

- ④ 運搬車の積込み能力に応じた排出速度の調和機能を有すること。
- ⑤ 運搬車への排出の際に、廃棄物の飛散又は落下等がないこと。
- ⑥ 原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。
- ⑦ 運搬車と接触した場合に衝撃を緩和する装置を取り付けること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 容器の場合

- ① アの規定を準用する。

イ 反転コンテナの場合

- ① イの規定を準用する。

ウ 自動貯留排出機の場合

- ① ウの規定を準用する。

エ 車両搭載式コンテナの場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 運搬車に適合する仕様であること。
- ③ 密閉式の場合は、原則として、廃棄物を圧縮する機能を有すること。

オ その他の設備の場合

- ① 容量は、廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
- ② 取扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

第5 廃棄物保管設備の選定基準

(1) 原則として、以下のとおりとすること。

ア 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

- ① 住宅が70戸未満の場合
容器又は自動貯留排出機とすること。
- ② 住宅が70戸以上の場合
反転コンテナ又は自動貯留排出機とすること。ただし、不燃ごみについては、容器を使用すること。

イ 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

- ① 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム未満の場合
第4(2)に定める設備とすること。
- ② 廃棄物の排出量が1日に1,000キログラム以上の場合
容器又は反転コンテナ以外の設備とすること。

(2) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合で、反転コンテナを設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合で、容器、反転コンテナ、自動貯留排出機又は車両搭載式コンテナ以外の設備を設置するときは、事前に区と十分協議すること。

第6 廃棄物（粗大ごみを除く）の排出量の算定基準

- (1) 廃棄物（粗大ごみを除く。）の排出量は、原則として、別表1の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃リサイクル推進課の了承を得た上で、そのデータを用いて算定するものとする。
- (2) 住宅部分の人員数は、原則として、別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定するものとする。
- (3) 可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック及び資源の割合は、次のとおりとする。
 - ア 家庭廃棄物の場合は、可燃ごみ6.2、不燃ごみ0.5、プラスチック1.3、資源2とする。
 - イ 事業系廃棄物の場合は、清掃リサイクル推進課の了承を得た上で、過去のデータを用いて算出する。ただし、過去のデータがない場合は、可燃ごみ8、不燃ごみ0.5、資源1.5とする。
- (4) 廃棄物（粗大ごみを除く。）の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。
- (5) 保管場所等の面積は、原則として、別表3の基準を用いて算出するものとする。

第7 粗大ごみ集積所設置基準

- (1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できる面積であること。ただし、最低3平方メートル以上とすること。
- (2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (3) 通路と共用でないこと。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

荒川区事業用大規模建築物及び住居用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準

第1 目的

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（以下「規則」という。）第48条に基づき、再利用対象物の保管場所（以下「保管場所」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

第2 保管場所の面積算出基準

規則第48条第2号に定める再利用対象物の十分な収納を確保するための基準は、事業用大規模建築物については別表1、住居用大規模建築物については別表2のとおりとする。

第3 保管場所の配置、構造及び付帯設備、維持管理等

1 配置等

- (1) 保管場所は、運搬車両が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮すること。また、敷地内への出入口は、接する道路の交通量、交通規制等を十分考慮して設置すること。
- (2) 保管場所は、引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置すること。
- (3) 保管場所を屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けること。
- (4) 再利用対象物の選分及び収集、運搬車への積込み作業等に必要な作業場所を確保すること。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することが出来る。

2 構造、付帯設備等

- (1) 保管場所は、耐久性を考慮した構造とすること。
- (2) 保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。
- (3) 保管場所には、再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚、仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにすること。
- (4) 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- (5) 保管場所の内部に運搬車が進入する構造の場合は、車両誘導ラインなどの線引きを行うとともに、車両停止設備（タイヤストッパー等）を設置するよう努めること。

3 維持管理等

- (1) 事業用大規模建築物及び住居用大規模建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め指導を行うこと。

- (2) 所有者は、再利用対象物の選分及び運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、すみやかに適切な措置を講じること。
- (3) 所有者は、事業用大規模建築物及び住居用大規模建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第2に規定する基準に適合しないこととなったときは、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じること。
- (4) 所有者は、出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

第4 設置届の提出

事業用大規模建築物及び住居用大規模建築物を設置しようとする者（以下「建設者」という。）は、建築確認申請書提出前に、規則第49条に定める再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）を区長に提出しなければならない。

第5 届出内容の変更

建設者は、設置届の提出後において、その内容に重大な変更を生じたときは、あらたに設置届を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

第 5 節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第 34 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「大規模建築物の建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下、「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、大規模建築物の建設者は、当該保管場所等について、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、保管場所等について、大規模建築物の建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 第 1 項に規定する大規模建築物の占有者は、その大規模建築物の建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第 52 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、再利用に関する計画を作成し、その計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（住居用大規模建築物の建設者の義務）

第 52 条の 2 住居用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「住居用大規模建築物」という。）を建設しようとする者（以下「住居用大規模建築物の建設者」という。）は、当該住居用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、住居用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第 53 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者が第 52 条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき。
- (2) 事業用大規模建築物の建設者が第 52 条第 6 項の規定に違反していると認めるとき。
- (3) 住居用大規模建築物の建設者が前条の規定に違反していると認めるとき。

(公表)

第 54 条 区長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否)

第 55 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 53 条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を差し止めるための措置をとることができる。

第 7 章 罰則

第 74 条 次の各号の一に該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 4 項の規定による命令に違反した者
- (2) 第 26 条（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (3) 第 29 条（第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- (4) 第 34 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 75 条 第 23 条（第 30 条及び第 33 条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 76 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 34 条第 1 項の規定による届出をしなかった者
- (2) 第 61 条の規定に違反した者

第 77 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抄）

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第 16 条 条例第 25 条第 2 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への積込みが容易な構造であること。
- (8) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第 25 条 条例第 34 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積 1,000 平方メートル以上の建築物又は荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 19 年荒川区条例第 29 号）の規定の適用を受ける建築物（ただし、廃棄物保管場所等の設置が明らかに困難であると区長が認めるものを除く）とする。

2 前項に定める大規模建築物は、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 仮設等による短期的利用を目的とした建築物
 - (2) 建築物の利用用途が明確で、その用途からの一般廃棄物の発生がきん少と見込まれる建築物
 - (3) その他区長が特に大規模建築物から除く必要があると認めた建築物
- 3 条例第 34 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第 3 号様式）により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。
- 4 条例第 34 条第 2 項の規則で定める基準は、第 16 条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) 一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
 - (2) 保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積込み作業が安全かつ容易にできること。
- 5 条例第 34 条第 3 項に規定する保管場所等の設置等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（事業用大規模建築物）

第 45 条 条例第 52 条第 1 項の規則で定める事業用大規模建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第 52 条第 4 項及び第 6 項の規定を適用する場合において、これらの項において規定する事業用大規模建築物の定義について前項の規定を適用する場合は、同項中「3,000 平方メートル」とあるのは、「1,000 平方メートル」と読み替えるものとする。
 - 3 第 1 項に定める事業用大規模建築物（前項の規定により読み替えられる場合を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。
- (1) 仮設等による短期的利用を目的とした建築物

- (2) 建築物の利用用途が明確で、その用途からの再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の発生がきん少と見込まれる建築物
- (3) その他区長が特に事業用大規模建築物から除く必要があると認めた建築物

（住居用大規模建築物）

第 47 条の 2 条例第 52 条の 2 の規則で定める住居用大規模建築物は、延べ面積（住戸以外の部分が併設されるものにあつて、当該部分を含む。）1,000 平方メートル以上の建築物又は荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定の適用を受ける建築物（ただし、再利用対象物の保管場所の設置が明らかに困難であると区長が認めるものを除く。）とする。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第 48 条 条例第 52 条第 4 項及び第 6 項並びに第 52 条の 2 の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。
- (3) 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。
- (4) 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (5) 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第 49 条 条例第 52 条第 6 項及び第 52 条の 2 の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届により、建築基準法第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行わなければならない。

（改善勧告）

第 50 条 条例第 53 条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第 51 条 条例第 54 条第 1 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項を荒川区公告式条例第 1 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 条例第 53 条第 1 号及び第 2 号に該当するときは、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項
- (2) 条例第 53 条第 3 号に該当するときは、住居用大規模建築物の名称及び所在地、住居用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項

（収集拒否等）

第 52 条 区長は、条例第 55 条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を差し止めるための措置をとるときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（抜粋）

（平成 19 年 9 月 27 日条例第 29 号）

改正（平成 25 年 3 月 21 日条例第 25 号）

第 2 条 （定義）

この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

- 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 共同住宅等 住戸（住室を含む。以下同じ。）の数が 15 以上の共同住宅又は寄宿舎（住戸以外の部分が併設されるものを含む。）の用途に供する建築物をいう。
 - (2) 住宅等 共同住宅等、一戸建ての住宅又は長屋の用途に供する建築物をいう。
 - (3) 建築主 区内における住宅等の建築に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
 - (4) 所有者等 住宅等の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者を含む。以下この号において同じ。）及び所有者から委託を受けて住宅等の管理を行う者をいう。
 - (5) 近隣関係住民 住宅等の敷地境界線からその高さの 2 倍の水平距離の範囲内にある土地又は建築物に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者をいう。

第 3 条 （適用の範囲）

この条例は、次に掲げる行為について適用する。

- (1) 共同住宅等の建築（法第 87 条第 1 項において準用する法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を必要とする用途の変更（以下「用途の変更」という。）を含む。以下同じ。）をする場合（次号に掲げる場合を除く。）における当該建築及び当該建築後の管理
 - (2) 建築物の増築、改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）をすることにより、当該増築等後の建築物が共同住宅等に該当することとなる場合における当該増築等及び当該増築等後の管理
 - (3) 一団の土地を 6 区画以上に分割する一戸建ての住宅及び長屋の建築。
 - (4) 350 平方メートル以上の土地における区画形質の変更を伴う一戸建ての住宅の建築
 - (5) 350 平方メートル以上の敷地における長屋の建築
- 2 法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定を受けることによって同一敷地内にあるとみなされる 2 以上の建築物が、一の建築物とみなされることにより 1 つの共同住宅等に該当することとなる場合における当該一の建築物とみなされる 2 以上の建築物の建築及び当該建築後の管理については、当該 2 以上の建築物を一の建築物とみなして、この条例を適用する。

第 4 条 （適用除外）

前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業等については、区長と建築主との協議により、この条例の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業その他荒川区規則（以下「規則」という。）で定める法令の規定に基づき実施する事業
- (2) 国又は地方公共団体が実施する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

関係文書（条例・規則）

条例関係

- 第 34 条
- 第 52 条
- 第 52 条の 2
- 第 53 条
- 第 54 条
- 第 55 条
- 第 74 条
- 第 76 条
- 第 77 条

規則関係

- 第 16 条
- 第 25 条
- 第 45 条
- 第 47 条
- 第 47 条の 2
- 第 48 条
- 第 49 条
- 第 50 条
- 第 51 条
- 第 52 条

荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例

- 第 2 条
- 第 3 条
- 第 4 条